

RIK Bizmo 契約約款

第1条 (目的)

RIK Bizmo契約約款（以下「本約款」という）は、株式会社ユニマットリック（以下「当社」という）が提供するクラウド型業務管理システム「RIK Bizmo」またはその後継製品（以下「本ソフトウェア」という）、およびこれに付随して当社より提供するサービス（以下「本サービス」という）の利用について定めるものとします。なお、本約款は、次条第1項に基づき、本サービス利用のための申込みを行った全ての者に適用されます。

第2条 (申込方法)

- 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、当社が定める利用申込書に必要事項を記入し、当社に提出することで、本サービス利用のための申込みを行うものとします。
- 前項の申込みを行い、当社により承認を受けた本サービスの申込者（以下「契約者」という）は、申込み時に登録したライセンス数の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。登録されたライセンス数の範囲を超えたライセンス数で本サービスを利用する場合、また各種オプションサービスの追加を行う場合には、別途当社が定める追加申込書に必要事項を記入の上、当社に提出を行い、追加の申込みを行うものとします。
- 契約者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。

第3条 (サービスの開始日)

本サービスの提供開始日は、当社が正式利用の申込みを受け、契約者に対し当社より本サービスの設定情報および当社が契約者を識別する符号を付与した日が属する月の翌月1日とします。

第4条 (最低利用期間)

- 本サービスの提供開始日から起算して1年間を、最低利用期間として定めるものとします。
- 前項の最低利用期間内に契約者の都合により契約の解除がなされた場合には、契約者は前項の最低利用期間中の残余の期間の月額利用料金に相当する額の金員を、一括してただちに当社に対して支払うものとします。

第5条 (利用契約の成立ならびに更新)

- 本サービスの利用契約は、当社が本サービスの申込者に対して第2条第2項に定める承認を行った時点で成立するものとします。但し、下記のいずれかに該当する場合、当社は利用申込を承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。
 - 本サービスの申込者が、当該申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがある当社が判断した場合
 - 本サービスの申込者が、本サービス契約の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - その他前各号に準ずる場合で、当社が利用契約締結を適当でないと判断した場合
- 前条第1項に定める本サービスの最低契約期間満了以降は、当社もしくは契約者による契約解除の手続きがなされるまで本サービスの契約は以後1ヶ月単位で自動更新するものとします。

第6条 (契約者の氏名等の変更および地位の承継)

- 契約者は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に書面にて当社へ提出し届け出るものとします。
- 契約者が、合併・分割・営業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に書面にて当社に提出し届け出るものとします。
- 当社は、前項の届出があった場合、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められないと当社が判断した場合、契約者としての地位の承継を認めない場合があります。

第7条 (料金の支払)

- 契約者は、当社に対し、本サービスの初期費用および月額利用料金に消費税相当額を加えた額を、当社指定の方法により支払うものとします。
- 初期費用の請求は、毎月15日〆当社受付後翌々月5日（5日が金融機関の休日にあたる場合はその翌日）までに当社指定の方法によりこれを支払うものとします。
- 月額利用料金は、毎月1日を料金算定基準日とし、該当月の料金を翌月5日（5日が金融機関休日にあたる場合はその翌日）までに当社指定の方法により支払うものとします。
- 契約者は、初期費用及び月額利用料金（以下「料金等」という。）その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社に支払うものとします。
- 当社は、理由の如何を問わず、契約者に対して、すでに支払い済みの料金等その他本サービスの利用に関して契約者が支払った一切の対価の払戻しを行わないものとします。

第8条 (ソフトウェアに関する制限事項)

- 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含みます）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、利用契約に基づいて提供される本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。
- 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。また、本ソフトウェアは1つの製品として許諾されており、契約者はその構成部分を分離して使用することはできません。

第9条 (仕様変更)

- 当社が行う仕様変更（後継製品リリース、名称変更等を含み、これに限定されません）にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更を含む、仕様変更を行う場合があります。
- 当社は、契約者に対し、仕様変更を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたしますが、契約者は、当社が契約者の同意を得ることなく当該仕様変更作業を行う場合があることについて予め承諾します。

第10条 (知的財産権)

本サービスおよび本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

第11条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、第三者に対し譲渡、貸与し、またその他の方法で利用させないものとします。

第12条 (サービス利用に関する制限事項)

利用者は本サービスの使用にあたり、不当に取得した個人情報を取扱わないものとします。

第13条 (提供の停止)

- 契約者が以下のいずれかに該当する場合、当社は契約者による本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - 契約者が本サービスの料金の支払を怠った場合
 - 契約者の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合

- 契約者が本契約のいずれかの規定に違反した場合

- 契約者は、前項によるサービス停止期間中においても、当社に対する当該期間中の料金等の支払義務を負うものとします。

第14条 (提供の中断)

- 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - 当社設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - 当社設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - 第一種通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
- 当社は前項による中断の必要が生じた場合には、事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または停止することができるものとします。

第16条 (サービスの廃止)

- 当社は、当社都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。
- 当社は、前項の規定によりサービスの廃止を行う場合には、3ヶ月前までに契約者に対して書面または当社が適当と判断する方法にて、その旨を通知することとします。

第17条 (契約者が行う解約)

- 契約者が本サービス利用契約の解約を希望する場合は、当社規定の書類に必要事項を記入の上、契約終了月の当月15日までに当社に提出し通知することにより、利用契約を解約することができます。
- 契約者が最低利用期間経過後に本サービスの解約を希望する場合、契約者は、当社に対して、解約月の翌月5日限り、本契約の解約月までに発生する料金等その他の債務を合計した額の金員を、当社指定の方法により支払うものとします。

第18条 (当社が行う解約)

- 当社は、契約者が本契約のいずれかの規定に違反した場合でかつ相当の猶予期間を与えて催告したにもかかわらず違反状態が解消されない場合、第13条（提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が当該停止期間中にその事由を解消しない場合は、利用契約を直ちに解約することができるものとします。この場合、契約者は、当社が契約者に対して解約の意思表示を行った日が属する月の翌月5日限り、当社に対して、本契約の解約月までに発生する料金等その他の債務を合計した額の金員を、当社指定の方法により支払うものとします。
- 当社は、契約者に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
 - 破産、特別清算、民事再生、会社更生または会社整理の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
 - 仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき
 - 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

第19条 (責任の制限)

- 本ソフトウェアの修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の対応は、すべて当社にて実施しますが、当社は本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利を契約者に保証いたしません。
- 当社は、理由の如何を問わず、契約者が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について一切の責任を負いません。
- 当社は、第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより契約者または第三者に損害を与えた場合について一切の責任を負いません。
- 契約者が、本サービスの利用により第三者（他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 契約者が、本サービスの誤った利用により損害を受けた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 当社は、当社システム内に保管された契約者のデータ等に対して、一切の責任を負いません。
- 当社は、利用契約の終了後に、登録されたデータは削除することがありますが、当社は当該データの削除についていかなる責任も負いません。

第20条 (約款の変更)

当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるものとします。約款が変更された後の本サービスに係る料金その他のサービス提供条件は、変更後の約款に拠るものとします。

第21条 (機密保持)

当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の機密情報を第三者に開示しないものとします。

第22条 (個人情報の保護について)

弊社は契約者を含むお客様の個人情報をお預かりする事になりますが、個人情報の取扱については、当社が定める個人情報保護方針及びプライバシーポリシーに準拠します。

第23条 (協議)

本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、あるいは取決められていない事項が発生した場合は、当社および契約者は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする

第24条 (合意管轄)

本約款に関し、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。